

長崎県入札監視委員会
報告及び意見書

平成21年3月

長崎県入札監視委員会

長崎県入札監視委員会から知事への報告及び意見

長崎県におかれては、平成13年度から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び平成17年度から施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品質確保法」）に基づき、建設工事入札契約制度の改善を図られ、その抜本的な改正に取り組まれてきたところであります。このため、県発注工事の入札においては、透明性、公正性及び競争性はかなり向上してきたと思われま

す。また、品質確保法に基づく種々の施策を講じられ、工事品質の確保と優良な建設業者の育成において一定の成果を上げられております。

一方、建設市場における建設投資と建設業者数のバランスが崩れた状況は変わらず、入札参加者間の受注競争の激化による低価格での落札傾向が続いており、工事品質や施工上の安全性の確保、また下請負人の保護などがさらに重要な課題となっております。

平成20年度は2回の定例会議と2回の随時会議を開催して、昨年度より引き続き県の入札結果内容について審議を行い、談合情報が寄せられた案件や入札結果に不自然さがみられる案件などを中心に抽出し、発注機関職員の対応、談合が起こりにくい入札制度のあり方などを含め審議を行いました。

その結果、全体的に適正な入札が執行され、入札結果に不自然さが見られる案件や、談合情報などに対する対応については、要綱・マニュアルの見直しが行われており評価されるものの、入札談合に係る違法・不正行為に対してはペナルティの強化を図る必要があると考えております。

また、昨年10月に、愛知県豊田市で開催された入札改革フォーラムの参加や12月に実施した各建設業協会との意見交換会については、本県の入札契約制度の在り方を考えるうえで参考となりました。

平成19年12月に「長崎県公共調達システム改革工程表」が策定され、入札制度の改革に取り組まれているところですが、このたびの未曾有の経済危機に対し、県内の緊急経済対策として指名競争入札の拡大による早期発注、最低制限価格の引上げなど、雇用維持のため経済活性化の各種対策を講じられており、県内経済情勢を考慮しつつ適宜入札制度を変更し対応されていることについては、理解ができるところです。今後とも長崎県が透明性の高い、公正で適正な入札事務に取り組まれ、入札及び契約制度の維持改善に努められますことを期待し、次のとおり意見を具申します。

1. 公共工事の入札及び契約事務の執行の適正化について

① 発注機関職員のコンプライアンスの徹底

入札及び契約の適正化と談合防止に関連した諸法令及び談合など不正行為の事例について、入札を執行する職員はもとより、関係職員の理解を深めるための教育や研修を行うなど、入札及び契約事務の適正な執行に努めるとともに、法令遵守や談合防止についての意識改革に、より一層努力すること。

② 入札談合への取り組みの強化

談合情報に対する取り組みとして、談合情報が寄せられた場合の対応方法について長崎県談合情報対応マニュアルの見直し、談合防止に向けたより実効性のある制度の検討を具申しておりました。

本年度より、マニュアルについては、談合情報を入手した際の手続きの変更、極めて疑わしい場合の判断基準の整備等の見直しが行われ談合防止に一定の成果をあげられていると思われます。

今後も、マニュアルによる対応が実情に即しているかを検証していくとともに、入札談合に係る違法・不正行為を行った場合の、ペナルティの強化として、知事会指針の規定以上の指名停止期間の延長、違約金特約の額の引き上げを検討すること。

③ 公共工事の早期発注について

公共工事の発注においては、予算成立後に順次発注をされているかと思われるが、早期に発注が可能な工事については速やかな発注に努めること。

2. 公正な競争の促進について

① 一般競争入札の拡大

知事会指針には、1千万円以上の工事について、原則として一般競争入札によることとされており、当委員会も本県が現在試行導入している1千万円以上1億未満の一般競争入札を本格導入に移行するようかねてより具申しておりました。

本年より対象金額の引き下げを行い、3500万円以上の工事を一般競争入札として実施されましたが、今後とも県内経済情勢を考慮しつつ1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札とするよう努めること。

② 電子入札の拡大

長崎県においては離島などが多いこともあり、入札に参加する建設業者にとっては、移動経費及び移動時間に多大な負担となっていると思われます。

入札参加者の入札にかかる負担の軽減の為にも、電子入札の適用範囲をさらなる拡大に努めること。

③ 総合評価落札方式の拡充

平成16年度より試行導入されている総合評価落札方式を積極的に活用し、その対象案件の拡大に努めること。なお、拡大の際には、長崎県総合評価落札制度検討委員会の意見の趣旨を踏まえ発注機関としての客観性を維持し、入札の透明性・公正性を確保すること。

3. 工物品質の確保について

工事の品質や安全性、下請負人などへの影響が懸念される低価格受注に対する対策を講じるとともに、品質確保法に基づく監理・監督・検査体制の充実、発注者・設計者・施工者の意思疎通の充実を図り、より一層の工物品質の確保に努めること。

4. 入札事務及び委員会の庶務担当部局について

知事会指針には、入札事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専担組織において一括して行うことが提言されているので、本県においてもその実現性について検討を行うとともに、本委員会の庶務を当該専担組織へ設置すること。

5. 緊急経済雇用対策に伴う制度の改正について

県の緊急経済雇用対策の一環として、最低制限価格の引き上げの試行、一般競争入札の指名競争入札への移行、地域力保全型指名競争入札の試行等が実施された。

今回の対策については、最近の建設業を取り巻く厳しい状況に鑑み各種の入札制度改正を講じられたと思われませんが、対策の実施に当たっては、建設業界の動向を十分に把握するとともに、その効果についても検証を行うこと。

平成21年 3月17日

長崎県入札監視委員会
委員長 原田 哲夫

長崎県知事 金子 原二郎 様

(別記)

平成20年度第1回長崎県入札監視委員会

1. 開催日 平成20年7月31日(木)

2. 委員会の審議内容

① 入札実施状況の報告

平成20年1月から4月までの間に長崎県において実施した建設工事の入札 575件

(一般競争入札138件、簡易工事応募型指名競争入札0件、抽選型指名競争入札2件、指名競争入札435件)

② 指名停止の状況説明

平成20年1月4日から平成20年7月4日までの指名停止45件について状況説明

③ 抽出事案

平成19年7月から平成20年4月までの間に実施した入札のうち、5件について審議を行った。

④ 事案審議について

抽出事案中、談合情報が寄せられた案件の情報の入手方法、内容とその後の対応について意見聴取するとともに、談合情報に対してマニュアル通りの対応ではなく具体性のある内容をもって調査する旨の指摘を行った。

平成20年度第2回長崎県入札監視委員会

1. 開催日 平成21年2月5日（木）

2. 委員会の審議内容

① 入札実施状況の報告

平成20年5月から10月までの間に長崎県において実施した建設工事の入札 1,073件

（一般競争入札425件、簡易工事応募型指名競争入札0件、
抽選型指名競争入札5件、指名競争入札643件）

② 指名停止の状況説明

平成20年7月5日から平成20年12月26日までの指名停止
44件について状況説明

③ 抽出事案

平成20年5月から10月に実施した入札のうち、6件について
審議を行った。

④ 事案審議について

抽出事案中、入札参加者の積算方法について意見聴取するとともに
特殊な機器の県の単価については、個別に価格調査を行い適切に費用
を算出するよう指摘を行った。

また、談合情報が寄せられた案件の情報の入手方法、内容とその後
の対応について意見聴取するとともに、談合情報マニュアルにおける
事情聴取方法については談合と認定できるよう効果のある事情聴取方
法の検討を求めた。

平成20年度における随時会議の開催状況

1. 開催日 平成20年10月16日（木）～17日（金）

協議事項：愛知県豊田市へ

1) 入札改革フォーラム2008 in豊田の参加

2. 開催日 平成20年12月16日（火）

協議事項：入札監視委員勉強会及び建設業協会との意見交換会

1) 入札制度勉強会

2) 各建設業の現状について

- ・協会との意見交換会
- ・総合評価についての業界意見
- ・発注者へ求める入札制度の改善について

参 考 資 料

- 1 . 長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 設 置 要 綱
- 2 . 長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 委 員 名 簿

長崎県入札監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 長崎県が発注する工事に関し、入札事務等における公正の確保と透明性の向上を図るため、長崎県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 長崎県が入札、発注を行った工事の中から委員会が抽出したものに関し、入札参加資格の設定及び指名の理由及び経緯について調査審議を行う。
- (2) 前号に規定する事務を行うほか、調査審議の過程において、入札結果に不自然さ等を認めた場合は、入札執行者に対し、入札結果に関する入札参加者への聴き取り調査及びその結果の報告を求める。
- (3) 前号の場合において、委員会がその報告に関して疑義があると判断した場合は、入札執行者に対し指摘事項の改善等の措置を講じるよう求めるとともに、指摘事項が入札談合に関するものについては、長崎県談合情報等対応マニュアルに基づき公正取引委員会に通知するよう具申する。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、意見の具申を行う。なお、入札及び契約制度の改善に関するものは第5条によるものとする。
- (5) 一般競争入札において競争参加資格がないと認めた理由及び指名競争入札における非指名理由等に係る再苦情について審議を行う。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事等からの依頼による案件等について調査審議を行う。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、公共工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会は、「定例会議」と「随時会議」で構成する。
- 4 第2条の事務に係る「定例会議」は、原則として、年間2回開催する。
- 5 委員長は、必要なときは、「随時会議」を必要に応じ開催する。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会の審議は、特に理由がある場合を除き公開を原則とする。なお、委員会における議事の概要は、会議終了後速やかに公表するものとする。この場合において、公表の方法は、記者発表等により行うものとする。

(長崎県建設工事入札手続等検討委員会との連携について)

第5条 入札事務等の透明性及び公正性並びに競争性の向上を図るため、長崎県建設工事入札手続等検討委員会（以下「検討委員会」という。）と次に掲げる事務について連携を図るものとする。

- (1) 検討委員会が行う入札及び契約制度の改善（軽微なものを除く）については、中間報告を受けるとともに、必要に応じ意見等を具申する。
- (2) 検討委員会において決定された事項については報告を受けるとする。
- (3) その他、委員会は必要と認めたときはその都度検討委員会に対し意見を具申することができる。

(意見の具申又は報告)

第6条 委員会は、第2条各号の事務に関し審議を行い、年に1度、審議状況を知事に報告するものとする。

- 2 委員会は第2条各号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めたときは、知事に対して意見の具申を行うことができる。

3 委員会は、意見の具申を行った場合、改善等の状況についての報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る事項の審議に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部建設企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

長崎県入札監視委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 業	備 考
経 済 分 野	里 隆 光 (長崎市)	経 済 同 友 会 会 員	
	谷 川 善 隆 (佐世保市)	税 理 士	
法 律 分 野	梅 本 義 信 (長崎市)	弁 護 士	委 員 長 代 理
技 術 分 野	原 田 哲 夫 (長崎市)	長 崎 大 学 工 学 部 教 授	委 員 長
学 識 経 験 者	浦 川 勝 (長崎市)		委 員 長 代 理
	泉 田 正 一 (長崎市)		公 募 委 員
	梅 崎 薫 (福岡市)		
	筒 井 淳 (時津町)		
	井 田 洋 子 (長崎市)	長 崎 大 学 経 済 学 部 准 教 授	